

ご出国前のお手続き

- (1)当行所定の「出国等届出書」等をご提出ください。その際、「出国等届出書」には海外の居住地住所をアルファベット表記でご記入ください。なお、「出国等届出書」のご提出にはマイナンバーのご提供も必要となります。
- (2)上記書類に併せて、出国予定の記載された「住民票」又は「住民登録除票」もしくは、「在留届」、「在留証明」、「現地(海外)の官公庁が発行した住所が確認できる書類」、「お客様の国内住所地の市区町村が発行した出国先・出国予定日を記載した書類」のいずれかをご提出ください。
- (3)ご出国に伴い、お客様の居住地国が変更について、「出国等届出書」等をご提出ください。短期間のご出国のため、居住地国に変更がない場合にはご提出は不要です。
- (4)特定口座を開設されている場合は、特定口座から払い出されるお預りの帰国後の取扱いに応じて、以下のいずれかをご提出ください。
- ・特定口座に組み入れる場合 :「特定口座継続適用届出書」
 - ・一般口座でのお預かりとする場合:「口座廃止届出書」
- (5)NISA口座を開設されている場合は、NISA口座内のお預りの取扱いに応じて、以下のいずれかをご提出ください。
- ・出国中にNISA口座を継続する場合 :「(非課税口座)継続適用届出書」、
「特定口座継続適用届出書 兼(非課税口座)継続適用届出書」
 - ・帰国後に特定口座に組み入れる場合:「特定口座継続適用届出書」
 - ・一般口座でのお預りとする場合 :「出国等届出書」
- (6)ジュニアNISA口座を開設されている場合は、ジュニアNISA口座から払い出されるお預りの帰国後の取扱いに応じて、以下のいずれかをご提出ください。
- ・特定口座に組み入れる場合 :「出国等届出書」および「特定口座継続適用届出書」
 - ・一般口座でのお預りとする場合:「出国等届出書」
- (7)その他のお手続き方法につきましては、お取引店にご確認ください。

ご帰国またはご転居等の際のお手続き

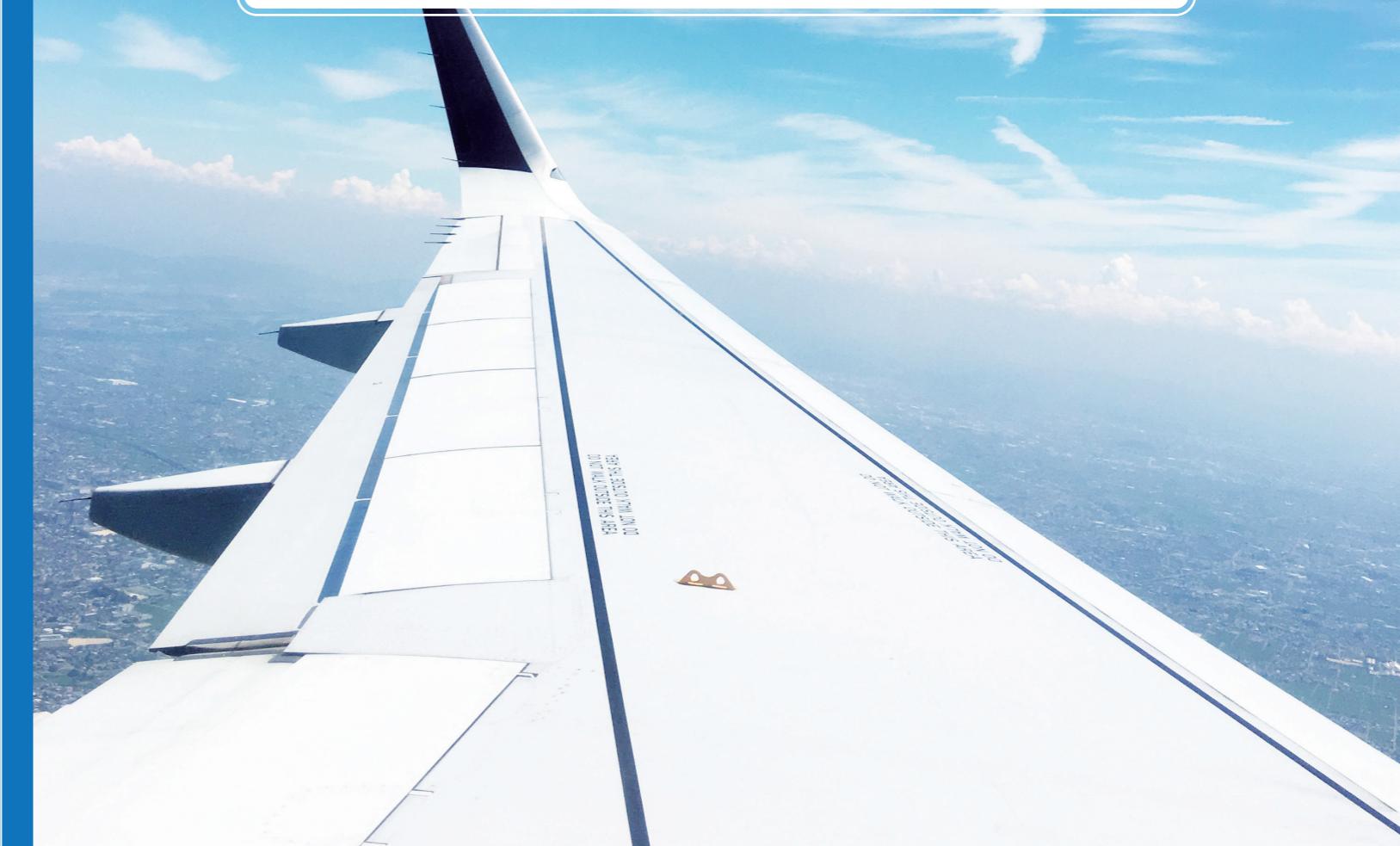
- (1)日本にご帰国される場合や外国間でのご転居等により居住地国が変更となる場合は、「異動・移管届出書」等をご提出ください。また、当行にお届けいただいた事項(海外の居住地住所、国内連絡先および勤務先等)に変更が生じた際は、お手数ではございますが、速やかにお取引店までご連絡ください。所定の手続きをご案内いたします。
- (2)「特定口座継続適用届出書」をご提出いただいたお客様は、ご帰国時に「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」をご提出ください。ご提出後に特定口座、NISA口座、ジュニアNISA口座から払い出されたお預りを特定口座に組み入れさせていただきます。
- (3)「(非課税口座)継続適用届出書」、「特定口座継続適用届出書 兼(非課税口座)継続適用届出書」をご提出いただいたお客様は、ご帰国時に「(非課税口座)帰国届出書」、「特定口座開設届出書 兼 出国口座内保管上場株式等移管依頼書 兼(非課税口座)帰国届出書」をご提出ください。ご提出後はNISA口座でのお買付けやロールオーバーができるようになります。
- (4)ジュニアNISA口座を開設され、引出制限期間中に出国されるお客様は、ご帰国時に「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」をご提出ください。ご提出後から、その年の1月1日において19歳である年末まで、ジュニアNISA口座での非課税買付が可能となります。なお、その年の1月1日において20歳である年以降に帰国した場合、NISA口座は自動開設されませんので、別途NISA口座開設のお手続きが必要となります。

<国外転出時課税制度>とは

出国時に合計1億円以上の有価証券等の対象資産を所有されている場合、その対象資産の含み益に所得税(復興特別所得税を含む)が課税される制度です。

詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。

海外へ転出されるお客様の 口座に関するご案内



ご出国に伴う制約事項



1. 各種ご契約について

(1) 特定口座を開設されている場合:

特定口座は廃止していただく必要があります。特定口座のお預りは一般口座へ払い出されます。なお、出国前および帰国時に一定のお手続き^{※1}を行っていただくことで、払い出されたお預りを再度特定口座に組み入れることができます^{※2}。

※1 国外転出時課税制度の対象となる方が帰国時に特定口座に組み入れるためには、当行のお手続きに加え、別途税務署でのお手続きが必要です。

※2 出国中に売買(収益分配金による再投資を除く)や振替等を行ったお預かりは、原則として、帰国時に特定口座へ組み入れることはできません。

(2) 少額投資非課税口座(NISA口座)^{※3}を継続する場合:

①給与等の支払者による転任の命令等、やむを得ない事由による出国の場合、出国日の前営業日までに一定のお手続きを行っていただくことで、最長で「(非課税口座)継続適用届出書」受入日の5年後の年末まで、NISA口座内のお預りを非課税のお預りのまま保有いただけます^{※4}。帰国時のお手続きにより、出国中の継続適用は終了し、NISA口座でのお買付けやロールオーバーができるようになります。

②出国中にNISA口座を継続する場合であっても、NISA口座でのお買付けや、非課税期間が満了するお預りの翌年のNISA勘定への移管(ロールオーバー)はできません。出国前にロールオーバーの意向登録をしていた場合でも、非課税期間満了時に一般口座に移管されます。

③つみたてNISA(累積投資勘定)において、非課税枠を利用した投信積立を契約されている場合は、出国前にご提出いただく「(非課税口座)継続適用届出書」のご提出をもって契約を解約させていただきます。なお、既に払込予定、もしくは払込済のご資金がある場合は、その分の買付をおこないます。その際、課税預りでのお買付となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

④「(非課税口座)継続適用届出書」受入日の5年後の年末最終営業日までに、「(非課税口座)帰国届出書」を受入れなかった場合、NISA口座は自動的に廃止されます。廃止時にNISA口座から払い出されたお預りは帰国後に特定口座に組み入れることができません。

※3 対象はNISA口座およびつみたてNISA口座です。ジュニアNISA口座は継続することができません。

※4 国外転出時課税制度の対象となる方はNISA口座を出国後に継続することができません。

(3) 少額投資非課税口座(NISA口座)を継続しない場合:

① NISA口座は廃止していただく必要があります。

② NISA口座内のお預りは一般口座へ払い出されます。特定口座を開設されている場合は、出国前および帰国時に一定のお手続きを行っていただくことで帰国時に特定口座に組み入れることができます。なお、同一年の勘定で保有する同一銘柄の一部数量を特定口座に組み入れることはできません。全数量を特定口座に組み入れる必要があります。特定口座に組み入れる場合の取得コストは、NISA口座から払出を行った時の時価(終値に相当する金額)となります。払出日はご希望通りにならない場合があります。

③つみたてNISA(累積投資勘定)において、非課税枠を利用した定時定額(積立投信)を契約されている場合は、出国前にご提出いただく「出国等届出書」のご提出をもって契約を解除させていただきます。なお、既に払込予定、もしくは払込済のご資金がある場合は、その分の買付をおこないます。その際、課税預りでのお買付となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

④出国日から払出完了までの間において、配当金等の源泉徴収が間に合わない場合は、支払日以降に源泉徴収手続きをさせていただく場合がございます。なお、口座内のお預り金等が不足する場合は弊社よりご連絡しますので、振込等によりご入金いただきますようお願いいたします。

(4) 未成年者少額投資非課税口座(ジュニアNISA口座)を開設されている場合:

①ジュニアNISA口座内のお預りは一般口座へ払い出されます。特定口座を開設されている場合は、出国前および帰国時に一定のお手続きを行っていただくことで帰国時に特定口座に組み入れることができます。特定口座に組み入れる場合の取得コストは、NISA口座から払出を行った時の時価(終値に相当する金額)となります。

②出国日から払出完了までの間において、配当金等の源泉徴収が間に合わない場合は、支払日以降に源泉徴収手続きをさせていただく場合がございます。なお、口座内のお預り金等が不足する場合は弊社よりご連絡しますので、振込等によりご入金いただきますようお願いいたします。

③上記①～②に加え、ご出国日のご年齢に応じて、以下の取扱いとなります。

ア) 引出制限期間中(その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日以前)に出国されるお客さま:

a) 出国日の前営業日までにお手続きいただける場合

・ジュニアNISAの口座は廃止されませんが、出国中に非課税のお預りは保有できず、受け取る配当金等は課税扱いとなります。

・帰国後に一定のお手続きを行っていただくことで、ジュニアNISA口座での非課税買付が可能となります。(その年の1月1日において19歳である年末までの帰国まで)

・出国中、引出制限期間中はジュニアNISA口座内のお預り等に関する引出制限が継続されます。ジュニアNISA口座を廃止していただくこともできますが、過去に得た売却益や配当金等および含み益に対して課税されることとなります。

b) 出国日の前営業日までにお手続きいただけない場合

ジュニアNISA口座は廃止され、過去に得た売却益や配当金等および含み益に対して課税されます。

イ) 引出制限解除後(その年の3月31日において18歳である年の1月1日以後)に出国されるお客さま:

ジュニアNISA口座は廃止していただく必要があります。

2. お取引について

(1) 投資勧説や投資情報の提供は行っておりません。また、当行はお客さまの居住地国^{※5}において金融機関等として登録されていないため、お客さまと当行との取引について、居住地国に登録された金融機関等のお客さまに適用される居住地国の法、規則、監督機関等による保護は受けられません。

※5 居住地国とは、住所や国籍等により所得税(またはこれに相当する税)を課される国をいいます。

①日本に住所のある場合(住民登録票の有無に関わらず、日本に一年以上継続して居所がある場合等)は、日本が居住地になります。

②外国においては、住所や一定以上の滞在期間、当該外国籍の有無等の基準により所得税に相当する税が課される場合は、当該外国が居住地になります。(租税条約により当該外国の居住者でないものとみなされる場合を除きます。)

(2) 新規の買付注文は承れません。

(3) ご売却にあたりましては、以下についてご了解いただいたうえでお手続きください。

①当行の営業時間中にご本人さま、法定代理人さま、または、国内居住の取引代理人さまよりお取引店までご来店し、解約(売却)のお手続きをしてください。ご注文内容を確認次第、発注させていただきます。ご本人さま、法定代理人さま、または、国内居住の取引代理人さま以外の方からのご注文は承れません。

②オンラインサービスでのお取引はできません。

③当行より「取引報告書」「取引残高報告書」等をご指定の送付先(国内連絡先)および、取引代理人さま等へお送りいたします。

(4) 譲渡税に関しては、ご自身で申告を行う必要があります。

当行では、配当課税に関する租税条約に基づく手続きサポートは行えません。

(3) お客様の金銭・証券等のお預りがなくなり次第、原則、口座を閉鎖していただきますようお願いいたします。

(4) 北朝鮮・イランに居住されるお客様からのご注文は、原則としてお断りさせていただきます。